

平成 26 年 12 月 4 日

千葉県警察との「サイバー犯罪共同対処協定書」の締結について

銚子商工信用組合は、平成 26 年 12 月 4 日に千葉県警察との間で「サイバー犯罪共同対処協定書」を締結しましたので下記のとおりお知らせいたします。

本協定は、悪質、巧妙化するサイバー犯罪に対し、効果的な捜査活動およびサイバー犯罪の認知、被害拡大の防止等に関して相互協力することにより適切に共同対処していくことを目的として締結したものです。

今後もインターネットバンキングをはじめとした各種サービスをお客様に安心してご利用いただけますよう、積極的にサイバー犯罪対策に取り組んでまいります。

記

1. 締結日

平成 26 年 12 月 4 日（木）

2. 協定書の内容

- (1) 警察と当組合との相互協力等
- (2) サイバー犯罪認知時の通報
 - ・インターネットバンキングの不正利用による被害
 - ・フィッシングサイト、フィッシングメールによる被害
 - ・当組合システムへの不正アクセスによる被害
 - ・上記のほか、社会的影響が大きい事案
- (3) サイバー犯罪捜査の協力
- (4) サイバー犯罪被害拡大防止措置等
- (5) 認知したサイバー犯罪に関する公表および情報共有

以上